

入札参加有資格者 各位

潮来市役所財政課

契約関係書類の押印見直しについて

潮来市では、契約手続を簡略化することで事業者の皆さまの負担を軽減することを目的とし、令和5年4月1日より契約関係書類の一部の書類において、押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

なお、この取扱いは、契約関係書類の一部の書類において押印を省略できることとするものであり、従前のとおり押印した書類で提出することは可能です。

1 押印を必要とする主な契約関係書類

- (1) 入札（見積）書
- (2) 内訳書
- (3) 委任状
- (4) 入札辞退届
- (5) 説明書（建設リサイクル法関連）
- (6) 契約書
- (7) 仲裁合意書
- (8) 請書
- (9) 誓約書（低価格入札処理要綱関連）

2 押印を不要とする主な契約関係書類

- (1) 工程表
- (2) 現場代理人通知書
- (3) 契約時確認事項
- (4) 下請負人通知書
- (5) 施工期間延長願
- (6) 完成通知書
- (7) 請求書
- (8) 現場代理人兼務申請書
- (9) 中間前払金認定申請書
- (10) 工事履行報告書
- (11) 出来形検査願

3 適用日

令和5年4月1日より作成する書類